

学校における麻しん対策ガイドライン

- 検温の結果、37.5°C以上の発熱を認めた場合は、麻しん発症の可能性があるため、医療機関を速やかに受診する必要があること。
 - 麻しんまたはその疑いがあるとされた場合、速やかにその事実を学校等に連絡すること。
 - 医療機関を受診する際には、電話であらかじめ学校内で麻しん患者が発生していることあるいは流行していることを伝え、受診の仕方を確認してから受診する必要があること。
- ②人の多く集まるところへの外出は控え、海外旅行、国内旅行及び帰省等を行わないよう指導する。
- ③一人暮らしをしている学生等が麻しんになった場合、一人で自宅休養せず、家族に訪問してもらうよう指導する。

【閉鎖中の学校の体制】

学校は、閉鎖中に児童生徒の健康状態に異変があった場合には、その連絡を受け、相談などに応じられる体制を整える。

